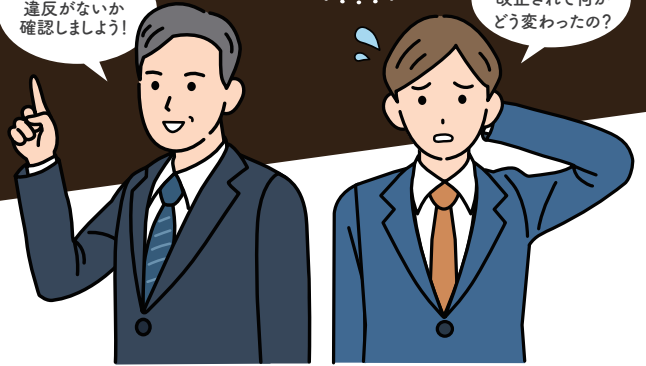


とり でき ほう 取適法 (改正下請法) はどんなもの?!

沖縄県初の
勸告事例
を紹介

取引先に対して
違反がないか
確認しましょう!

取適法って何?
改正されて何が
どう変わったの?



下請法からの改正点は
群星1・2月号で紹介した、



▲ここから確認
してみよう!

- ①用語の変更
- ②面的執行の強化
- ③適用対象の拡大
- ④禁止行為の追加
だよ!



取適法は、適用対象となる取引を、下図のとおり、①取引の内容、②事業者の規模要件（資本金又は従業員の数）の2つの基準で定めています。

また、取適法では例えば、長期間発注していない製品やその部品の金型などを無償で保管させる行為（不当な経済上の利益提供要請）や、発注時に決められた代金を発注後に減らして支払う行為（減額）などが禁止されています。

下請法が改正され、「取適法」に変わったことは**群星令和8年1・2月号**でご紹介しました！
本号では、委託事業者が守るべき行為は？
中小受託事業者の側はどう対処すべき？
といった、そもそも取適法がどのような法律であるかをご紹介します！

また、公正取引委員会及び公正取引課（内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課）が調査した、沖縄の事業者が関わった勸告事例もご紹介します！

取適法とは？

取適法は、改正により下請法から名称が変更されました。もっとも、目指すものは改正前から変わらず、

中小受託取引の公正化と 中小受託事業者の利益保護

を目的としています。

取適法(改正下請法)の概要①

法目的 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容	製造委託	修理委託	情報成果物作成委託 (プログラム)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)	特定運送委託
②規模要件	委託事業者		中小受託事業者	委託事業者	
	資本金3億超		→	資本金3億以下(個人含む)	
	資本金1千万超3億以下		→	資本金3億以下(個人含む)	
	常時使用する従業員300人超		→	常時使用する従業員300人以下(個人含む)	
①取引の内容	情報成果物作成委託(プログラム除く)			役務提供委託(運送・倉庫保管・情報処理除く)	
②規模要件	委託事業者		中小受託事業者	委託事業者	
	資本金5千万超		→	資本金5千万以下(個人含む)	
	資本金1千万超5千万以下		→	資本金1千万以下(個人含む)	
	常時使用する従業員100人超		→	常時使用する従業員100人以下(個人含む)	

※赤色は改正内容

守らなかつたら どうなる？

勧告・公表

委託事業者が取適法上禁止されている行為を行ったことが認められた場合、公正取引委員会は、委託事業者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表します。また、中小企業庁は、公正取引委員会に対して、勧告の措置をとるよう求めることができます。

指導・助言

勧告に至らない場合であっても、公正取引委員会、中小企業庁又は取適法の対象取引になる事業を所管する省庁は、必要があると認めるときには、委託事業者に対して、中小受託事業者との取引について取適法を守った内容に改めるよう指導・助言をすることができます。



取適法に違反した委託事業者への指導

取適法(改正下請法)の概要②

委託事業者の義務

- 発注内容を明示する義務(発注書の交付)
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)
- 支払期日(受領後60日以内)を定める義務
- 遅延利息(14.6%)の支払義務

委託事業者が禁止されている行為

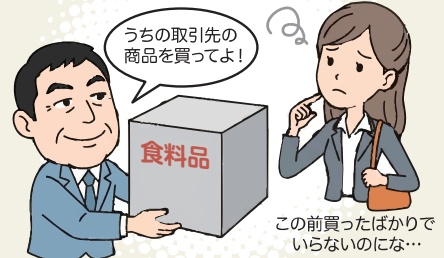
- 受領拒否
- 支払遅延(手形払等の禁止)
- 減額
- 返品
- 買ったたき
- 購入・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- **割引困難な手形の交付**
- 不当な経済上の利益提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- **協議に応じない一方的な代金決定**

※赤色は改正内容

中小受託事業者との合意があっても、委託事業者が違法と意識しなくても、禁止されている行為をしてしまうと**取適法違反**になるんだよ！



購入・利用強制



支払遅延



オットリー長官

次のページからは取適法違反を未然に防ぐために公正取引課が行う取組のほか、公正取引課が調査を担当し、令和8年に勧告・公表を行った沖縄の事業者に対する事例を紹介するぞ

取適法特設サイトもあわせて確認してくれたまえ！
ここからアクセスじゃ▶



公正取引課

沖縄県において、取適法を始めとした公正取引委員会の業務は、公正取引課が担当しています。お気軽にご連絡ください！

沖縄で取適法の
取締りや広報等を
担当しているのは？

お問い合わせ先 総務部 公正取引課 ☎098-866-0049

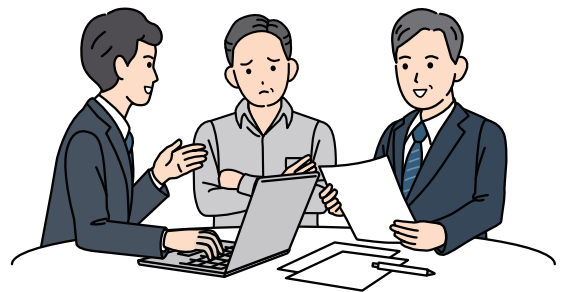
違反かな？と思ったら過去の事例を確認する！

公正取引委員会では、過去に勧告・公表を行った事例について、ウェブサイトで公開しています。指導を行った事例についても、年に1回、前年度に指導を行った事業者のうち他の事業者にも参考となりうる案件の概要を公表しています。これを参照いただくことで、ご自身が関わる取引に違反のおそれはないか確認いただくことができます。「取適法 運用状況」と検索してみてください。

公正取引課に相談する！

過去の事例の考え方が、ご自身が関わる取引に関する行為にも該当するか悩ましい場合もあると思います。そのような場合には、公正取引課までご相談ください。守秘義務を負った職員が、取適法の一般的な考えを踏まえて対応します。違反が疑われる行為が既に行われている場合には、公正取引委員会に申し出て調査を依頼する「申告」をおすすめすることもあります。

公正取引課へ相談(電話もOK)



公正取引課による調査

公正取引課はこれまで多くの下請法の違反が疑われる取引について調査を行ってきました。令和6年度は沖縄地区で親事業者1,000名、下請事業者1,664名に対して書面調査を実施したところ、下請法の違反につながるおそれがあるとして80件の措置を行いました。

令和7年度は下請法から取適法への改正を挟んだこともあり、変わらず多くの調査及び措置の件数が見込まれています。

このたび、沖縄県に所在する事業者が行った取引が下請法に違反していたと認められたため、公正取引委員会は改善を行うよう勧告を行いました。沖縄の事業者に対して下請法の勧告を行ったのは今回が初めてとなります。



▲令和8年3月開催！大盛況だった講習会の様子

違反を防ぐためには！説明を聴いて法律を理解する！

公正取引委員会では日本全国で定期的に取適法に関する説明の場を設けており、沖縄では公正取引課が講習会を実施しています。

今すぐ説明をお聴きになりたい方もいらつしやいますよね。YouTube公正取引委員会チャンネルに説明動画が掲載されていますので是非ともご活用ください。

また、公正取引課では、取適法の基本的な考え方にに関する問合せにも対応していますので、お気軽にご連絡ください。

YouTube公正取引委員会チャンネル (@JFTCchannel) はこちらから▶



▲令和7年12月には名護で開催しました！





YKK AP、YKK AP沖縄及び琉球YKK AP工業に対する件

公正取引委員会は、YKK AP、YKK AP沖縄及び琉球YKK AP工業の3社（以下「3社」といいます。）に対して、「不当な経済上の利益の提供要請」を行ったとして、令和8年3月10日に下請法の規定に基づき勧告を行いました。

3社は、金型等を用いて製造する製品や部品の発注を長期間行っていないにもかかわらず、**受注者に対して、合計で5,085もの金型等を無償で保管させていました。**

本件の調査は公正取引委員会及び公正取引課が担当しました。

※下請法は令和8年1月に取適法に改正されましたが、本件は令和8年1月以前に行われた行為であるため、改正前の下請法が適用されます。

発注者
(事業の概要)

- YKK AP**
(建材等の製造販売等)
- YKK AP沖縄**
(建材の製造販売等)
- 琉球YKK AP工業**
(建材及び工具の製造販売等)

下請取引の内容

建材等の製品又はその部品の製造を委託など

金型等の管理

3社は、建材等の製品又はその部品の製造に用いる3社や下請事業者等が所有する金型等に関し、それぞれの下請事業者との間で、金型等の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、3社の承諾を得るよう求めるなどしていました。

受注者の受託内容

- 建材等又はその部品の製造
- 建材の部品の製造
- 建材及び工具並びにその部品等の製造

※①～③は発注者の番号に対応しています

公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者（発注者）が自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者（受注者）の利益を不当に害することを禁止しています（下請法第4条第2項第3号）。下請事業者（受注者）に貸与していた金型等について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当します。

3社に対する件の詳細はこちらから▶

違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

3社は、金型等を用いて製造する製品又はその部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者に対し、下表のとおり、金型等を無償で保管させました。

発注者名	受注者数	保管させた金型等の数
YKK AP	67名	4,997型
YKK AP沖縄	1名	1型
琉球YKK AP工業	6名	87型

※上記型数のうち、YKK APは1,784型を、YKK AP沖縄は1型を、回収又は廃棄しました。

また、受注者と協議の上、YKK APは総額34,141,025円を、YKK AP沖縄は77,000円を、琉球YKK AP工業は総額316,043円を、それぞれの下請事業者既に支払っています。



▲調査を担当した公正取引課長（左）と取引適正化調査官（中・右）が記者会見を行いました@那覇第二地方合同庁舎